## 事業用自動車事故調査報告書概要 ~ 乗合バスの衝突事故(東京都大田区)~

## 事故概要

平成27年1月9日15時05分頃、 東京都大田区の都道421号線の丁字路 交差点において、乗合バスが乗客21名 を乗せて走行中、道路左側の電柱に衝突 した。

この事故により、乗合バスの乗客1名 が重傷を負い、18名が軽傷を負った。

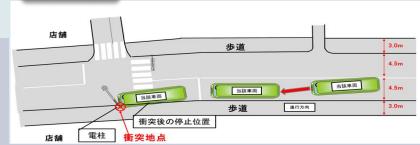
事故は、乗合バスが走行中、運転者の 顔が下向きになると同時に、ハンドルが 左側に切れて、進行方向が道路左側に逸 れて行き、電柱に衝突したことで発生し た。



事故状況図

## 原因

 事故は、乗合バスの運転者が眠気を 催していた状態で運転を継続したため、居眠り運転の状態となり、道路 左側歩道上の電柱に衝突して発生したものと考えられる。



運転者は中等度のSAS※1と診断を受けており、運転中に強い眠気に襲われた原因の一つには SASの症状が現れた可能性が考えられる。同運転者は、事故の半年前に病院で検査を受けよう としたが、検査に時間がかかるため、医師による診察や検査を受けずに放置していた。また、 その状況について、事業者に報告しておらず、事業者も状況の把握ができずに、診察を受けさ せる等の対応ができていなかったことも、SASの症状が現れたことにつながった可能性が考え られる。(※1 睡眠時無呼吸症候群)

## 再発防止策

- ・事業者は、運転者が仮にSASと診断された場合でも、適切に治療を行うことにより安全な運 転を続けることが可能であることを理解した上で、SASの早期発見、早期治療につながる取 り組みを積極的に進めることが事故防止には重要である。
- ・事業者は、運転者に対し、運転中、眠気により安全運行をすることができない恐れがある場合は、直ちに、車両を安全な場所に停止させ、体調異常により車両を緊急停止させたことを説明し、運行管理者に対し、速やかに状況を報告するよう指導することが必要である。
- ・事業者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、点呼において疾病、疲労等につい て報告させ、安全に運行できる状態かを的確に判断することが重要である。